

## 滋賀県地域医療構想調整会議設置要綱

### （設置）

第1条 医療法第30条の14に基づき、滋賀県保健医療計画の一部として位置づけられる地域医療構想の実現に向けた取組を協議するため、構想区域ごとに別表に掲げる地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 調整会議は、次の事項について協議する。

- （1）病床の機能分化・連携に向けた取組に関すること
- （2）目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること
- （3）その他、調整会議が必要と認める事項に関すること

### （組織）

第3条 調整会議の委員は、次の各号に掲げる関係者のうちから、各保健所長が選任する。

- （1）医療関係機関・団体
- （2）医療保険者
- （3）市町
- （4）その他、特に必要と認められる者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 必要に応じて調整会議にオブザーバーを置くことができる。

### （議長及び副議長）

第4条 調整会議に、議長を置く。また、必要に応じて副議長を置くことができる。

2 議長は委員の互選により選出する。副議長を置く場合は、委員の中より議長が指名する者を充てる。

3 議長は、調整会議を代表し、調整会議の会務を総理する。

### （会議）

第5条 調整会議は、議長が招集する。

2 議長が必要と認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### （庶務）

第6条 調整会議の庶務は、別表に掲げる保健所において処理する。ただし、大津区域については、滋賀県健康医療福祉部医療政策課および大津市保健所による共同処理とする。

### （補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年７月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月５日から施行する。

別 表

| 区 域 | 会 議 名           | 庶 務                    |
|-----|-----------------|------------------------|
| 大 津 | 大津圏域地域医療構想調整会議  | 大津市保健所・滋賀県健康医療福祉部医療政策課 |
| 湖 南 | 湖南圏域地域医療構想調整会議  | 草津保健所                  |
| 甲 賀 | 甲賀圏域地域医療構想調整会議  | 甲賀保健所                  |
| 東近江 | 東近江圏域地域医療構想調整会議 | 東近江保健所                 |
| 湖 東 | 湖東圏域地域医療構想調整会議  | 彦根保健所                  |
| 湖 北 | 湖北圏域地域医療構想調整会議  | 長浜保健所                  |
| 湖 西 | 湖西圏域地域医療構想調整会議  | 高島保健所                  |